

衆議院建設委員会議録 第二号

(七七)

昭和二十四年十月二十七日
内海安吉君、江崎眞澄君、田中角栄
君、内藤隆君、松井豊吉君、上林與
市郎君、村瀬宣親君、池田峯雄君、
天野久君、笹森順造君
が理事に当選した。

昭和二十四年十一月十一日(金曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員長

浅利 三郎君

理事内海 安吉君
理事内藤 隆君
理事上林與市郎君
理事森 順造君

西村 英一君
高田 弥市君
三池 信君
前田 榮之助君
畠山 重勇君
高田 富之君

瀬戸山三男君
宮原幸三郎君
八百板 正君
増田 連也君
寺崎 覚君

鈴木 仙八君

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

三郎君紹介)(第三三号)
大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))
三郎君紹介)(第三三号)
川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号)

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号)
鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号)
大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

委員外の出席者

総理府事務官

大蔵事務官

建設事務官

専門員

田中 義一君

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

十月二十六日

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))
本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山
本猛夫君紹介)(第一一九号))

大沢田川砂防工事施行の請願(山本
猛夫君紹介)(第二二号))

猛夫君紹介)(第二二号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

國道六号線に陸橋架設促進の請願
(山崎猛君紹介)(第二四号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三三号))

大日川上流にダム築設の請願(原健
(山崎猛君紹介)(第三二号))

三郎君紹介)(第三三号))

川水流、黒木間の五ヶ瀬川に橋りよ
う架設の請願(佐藤重遠君紹介)(第
三五号))

災害復旧費増額の請願外十六件(倉
石忠雄君紹介)(第四〇号))

鬼怒川に築堤並びに護岸工事施行の
請願(鈴木明良君紹介)(第四五号))

大日川護岸工事施行の請願(原健三
郎君紹介)(第五〇号))

馬淵川改修区域延長並びに工事促進
の請願(小笠原八十美君紹介)(第五
一号))

五ヶ瀬川改修促進の請願(佐藤重遠
君紹介)(第五六号))

湊町の都市計画改正に関する請願
(山崎猛君紹介)(第七一号))

山形市の都市計画に伴う物件移転費
補償に関する請願(松浦東介君外一
名紹介)(第一一四号))

住宅営団法を廃止する等の法律案
(内閣提出第四号))

多君紹介)(第一一三〇号))

本日の会議に付した事件
の審査を本委員会に付託された。

井野川改修工事施行の請願(小峯柳
多君紹介)(第一一七号))

住宅営団法を廃止する等の法

規制外五名紹介)(第一一五号))

岡山県下各河川の砂防工事施行の請
願外十九件(大村清一君紹介)(第一
号))

松草、平津戸間の鉄橋修築の請願
(山本猛夫君紹介)(第一一三号))

猿ヶ石川上流に堤防築設の請願(山

手続完了次第廃止する、こうすることにいたしたわけであります。

第一は、ボッダム勅令たる閉鎖機関令第八條第一項後段の規定を、法律の明文をもつて再確認をいたしたのであります。

第三條は、住宅當團法に基く住宅當團以外には、現在閉鎖機関住宅當團以外には、住宅當團の存立を認めないと、旨の宣言規定であります。すなわち閉鎖機関住宅當團が、閉鎖機関の指定を解除されて、住宅當團として復活したこと、ならびに住宅當團法に基いて今後新たに住宅當團を設立することを一切禁止しようとするものであります。

最後に、この附則は、本法案の施行期日を規定いたしておるものでありますが、公布の日からただちに施行するということにいたしたものであります。

○淺利委員長 ただいまの説明に対し
て御質疑がありませんか。

いかにするか、ということと関連がござりますので、かなり重要な問題だとわれは考えておるわけであります。しかしながら閉鎖機関に指定された住宅専用法を廢止することも当然の帰結であります。

であるのであります。この審議にあたりましてお尋ね申しておきたいことは、この住宅部門の清算が現在いかなる程度になつておるか、清算の状況をお聞かせ願いたいと思うのであります。

○堀込説明員 簡単に當団の清算状況を御説明いたします。住宅當団の閉鎖せられましたのは昭和二十一年十二月

二十三日であります。そして、閉鎖日後業務の途中でありますと、指定業務を解除せられました四月一日現在の資産の状況を見ますと、取立て債権が四億三千三百万円、業務用不動産が一千二百万円、営業用不動産が六億一千九百万円、資材什器機械等が二億二千三百万円、預金現金等が一億三千九百万元、合せて十四億四千六百万円の資産があつたわけであります。それが二十四年の八月二十五日現在におきましては、取立て債権の回収状況は二〇%、業務用不動産の売却による処分の進捗度合いは四七%、それから営業用の不動産、これは住宅等でありますと、この処分の進捗状況は八%、資材、什器、機械等の処分の進捗状況は八五%になつております。一方債務の方を見ますと、指定業務解除日の昭和二十二年四月一日現在におきまして一千五七百万円ありました一般債務が、先ほど申しました資産の処分によりまして、回収せられた代金を債務の弁済に充てて清算が済みまして、現在は三六%の債務を弁済しております。大体現在の清算の状況はこういうことになつております。

債務超過になつたわけあります。お今後清算を結了するまでは清算費用もかかつて参りますので、相当の債務超過になる見通しなんであります。従つて現在の見通しといたしましては、出資金に對する残余財産の分配は今のところ困難であろう、なおかつ出資者のみでなく、閉鎖機関によりますと、債務の弁済は担保付債務等の債権を第一に拂い、その次は一般債券を拂い、なおかつてある場合は資本金に對して残余財産を分配するというふうになつておりますが、資本金は大体今のところ返せないし、その資本金の一つ先の順位の社債に対しても現在のところほとんど弁済が不可能ではないかという見通しを持つております。

価格を決定した次第であります。住宅促進輔助会の構成は、大体戦災復興院、現在の建設省、それから大蔵省、日本勧業銀行、及び閉鎖機関整理委員会の各関係者が集まりまして構成されました補助会であります。補助会がこの価格の決定にあたりましては、まず住宅営団で持つております住宅を、日本銀行並びに戦災復興院、それから当住宅営団が評価しまして、その三者の評価を基準としまして、この促進輔助会が決定したような次第であります。大体その価格の決定を申し上げてありますと、鉄筋アパートが大体建設簿仙が坪当たり百六十九円五十八銭でありますが、これを三千円から六千五百円に外れると分ることに決定したわけであります。それから木造住宅の方では、昭和十五年度以前の建設のものは簿仙が大体三十一円六十六銭であります。それから坪当たり八百円程度で売却する、それから昭和十六年度型の木造住宅は坪当たり簿仙が二百六十六円九十七銭であります。これが坪当たり三百三十四円五十銭のものを千四百円で売却する。昭和十八年度型のものは簿仙四百九銭のものを八百円で売却する。昭和二十年度型は簿仙千百七十二円二十二銭のものを六百円で売却する。昭和十一年度型のものは簿仙二千四百六十円七八銭のものを千五百円で売却する。以上のようにしましてこの決定は昭和二十三年の春ごろに大体決定しまして、この価格で売却したわけであります。

いうことは、ただに住宅営団法の廃止問題にとどまるのではなく、今後のわが国における住宅政策に非常に大きな問題を残すものであり、かつた基準的な一つのラインになるものである、こういう重点的な考え方から、住宅営団の実績、功罪、そういうものは、この法律を廃止する前に、相当深く研究究明せらるべきであると思うのであります。その意味において住宅営団のこの法律の主管官庁であつた建設省としては、住宅営団はいかに住宅政策に対し功績があつたか、かつまた運営その他の結果において、どのような住宅政策に対するマイナスがあつたかという点を、数字的にひとつ御説明を願いたい。

種公團においてしかり。一々例をあげて申し上げるまでもなく、薪炭特別会計においても、あらゆる企業において政府の出資金はほとんど返さないでよいのだというような根本的な考えがあるからこそ、最後に常にこの政府出資金というものはゼロになる。こういう結果を生んでおるのでありますて、これから各種公團の廃止その他に対しても、一つの線を設けるために、この住宅當團の整理状況といふものは、整理の日における合併資産負債表を当然提出いたし、各年度別の損益計算書の提出もいたされまして、しかも二年間にわたる資産の整理状況ということは、つまびらかにひとつ御報告を要求したいと思うのであります。

年にできまして、昭和二十一年十二月二十三日に閉鎖機関に指定されたわけになります。お尋ねの点は、この住宅當局といふものの住宅政策に対する功罪がどうか、将来これをどう考へて行くべきか、こういう点だつたるうと申しますが、閉鎖機関に指定されましたのでこれをさらに復活して、戦後の住宅対策にまた利用するということとも応考えられるわけでありますから、わろんその点につきましては検討してみたわけであります。住宅當局は、昭和十六年にちょうど戦争によりまして非常に労務者が移動しまして、重要な産業地帯などに非常に住宅不足を来しておりましたので、主としてそれがために設けられておつたものであります。そうして戦時中には、住宅問題の解決に相当の貢献をいたしたものだと思つております。数字を申し上げますと、建売りとか、簡易セットの売却とか、

分譲とか、会社などから受託によりまして建てたもの、それから建物を借り上げて補修したもの、それらを全部合せますと、閉鎖されますまでに全体で約二十万户ほどの住宅をつくつております。そうして貸家として閉鎖 당시에經營しておりますものが、そのうちで六万三千六百二十七戸、ということになつております。かように住宅當團としては、戰時中の住宅供給に相当の貢献をいたしたわけでございます。終戰後、戰時中にできた機関を一応再検討しまして、大体多くの戰時中の機関は閉鎖機関に指定されたわけであります。が、この當團もその一つとして指定されたわけであります。終戰後この住宅対策につきましては、初めの間は當團とそれから地方公共團體——都道府県市町村と二本建てで庶民住宅の建設をやつて来たわけであります。いろいろ検討いたしました結果、むしろこれは公共團體一本で行く方が、いろ／＼な方面においてかえつて強力に行くといづ判断によりまして、住宅當團の復活をとりやめまして、公共團體一本でやるという方針で行つております。現在そうやつておりますが、それによつて大した支障もない、かえつて強力に行けるというふうに考えておりますので、ただいまのところ、當團を復活してという考えは持つておらないわけであります。なお公共團體が建設しております公營の住宅のほかに、一般の民間の建設希望者に対して、資金を供給して行く方法によって公共團體の住宅経営の弱いところを補うことができるという見方から、建設の機関でなく、長期低利資金の供給のための住宅金融公社といったようなものを現在考えて

ります。

○田中(角)委員 私の質問の焦点に對しまして、非常に政治的な感覚で御答弁になられたようではあります、私の御質問申し上げておる觀点は、こういう戦前から戦後にまたがつたところの、日本の住宅政策の一環として大きな地歩を占めておつた住宅營團法の廃止という問題を取上げたときに、ただに住宅營團の廃止——必要がなくなつたから廃止をするというのではなく、住宅營團といふものは、一体どういうふうな実績をあげたのかということを十分糾明する必要がある。そうしてこれからの一々その功罪といふものの数字を公表し、われくがまたそれをつかむことによって、将来の住宅政策の立案のために大きな資料にしたい、こういうのでありますと、少くとも住宅營團法を廃止する法律案を提出される場合は、住宅營團の功罪といふものに對しては、數字的に御説明を願いたい。これは昭和十六年度においてこういう実績を持つておる、十七年度はこうだ、十八年度はこうだといふことで、少くとも相当こまかい資料を御提出になつていただきたいということを、私は要求しておるのであります。

しかし所管官庁であつたところの建設省でも、昭和十七年ぐらいのことは、あまりおわかりになつてもおらないようあります。少くともこういう法律案をお提出されるのに、そういうこまかい資料まで御研究になつておらないよう

て答弁にお立ちになる以上は、そういうふうこまかい資料をお出しになることは当然である。しかもそういうことを御研究にならないでこの法案をお出しになり、かつ政府委員として説明においでになつたということは、不勉強きわまりないと思います。しかも大蔵当局も、先ほど前の前田君の質問に対する御答弁では、処分の状況は裏に書いてありますというような御答弁でありますたが、こういう数字を求めておるのではありません。先ほどの中で「言葉」をとらえるのではありませんが、閉鎖機関に指定された当時はこのくらいのプラスがあつたのに、現在ではマイナスであります。しかも来年三月三十日になれば、なおより多くのマイナスになるでありますよ」というお話をありました。その原因を探査し、その事情をわれくは糾明したいのですから、そういう意味で、それをうなづかれて、が研究できるように、納得ができるような資料を御提出願いたい、こう言うのであります。その意味において、私はここで議論をしようといふのではありませんが、この法律を廃止する以上は、まず第一番に、昭和十六年より二十二年閉鎖機関に指定せられるまでにおける、各年度別資産負債表を、内訳表をつけて出していただきたい。第二には、各年度別損益計算書を出してもらいたい。第三には、閉鎖機関として指定された日より現在に至るまでの、整理事情の内訳表を提出していただきたい。第四には、昭和二十九年十月すなわち現在から、清算結了の予定日であるところの昭和二十五年三月三十一日までにおけるところの見通

しに対して、相當こまかい数字を提出していただきたい。なおこの説明者としては、委員長においてはただに政府の責任者すなわち所管官庁の係官をもつて当てるだけではなく、かつての住宅専門の責任者であり、かつて現在の整理責任者であるといふような人々の御出席を求めて、その方々から詳しく説明を聽取する必要があると私は考えておりますから、しかるべきところはからわれたいと思うのであります。

○淺利委員長 この問題は非常に重要な問題であると思います。ことに最後において政府が、一般会計からあるいは繰入補充をしなければならないかといふ欠損補充の問題も起るかと思うのであります。それらについてはいろいろ資料の提出がなければ、審議が進められないと思いますから、本日はこの程度で切りまして、さらに資料の提出をまつて詳細審議することにいたしたいと思います。

なお政府におかれましては、この処分方法につきましても、一部は公共団体に移譲し、あるものは現居住者に分譲するという方策をとつておるようであります。現居住者となりますれば、偶然その時期に住んだ人が利益を受けたというようなこともあると思うのですがあります。何ゆえにこれをすべて公共団体に移譲して、従来通り貸家の方法で進まなかつたか、そういうことについての理由も詳細に知りたいと思うのを聞いて説明をされるようにお願いしたいと思います。それではこの問題は本日はこの程度にとどめまして、次回に詳細審議することにいたします。

○浅利委員長 次に特別調達庁長官が見えていますから、特別調達庁の主管事務について一応の御説明を承りました。それでは特別調達庁長官、阿部美樹志君。

○阿部政府委員 特別調達庁の所管業務につきまして大要御報告を申し上げます。

すでに差出して置きました特別調達庁要覽に詳細記載しておりますが、特別調達庁の業務といたしましては、設置法の第三條は特別調達庁の業務を次のように規定しているのであります。

第一は連合国の需要する建造物及び設備の營繕並びに物及び債務の調達とし、他の行政機関の所掌に属するものを除く。第二は連合国の需要を解除された建造物、設備及び物の保管・返還及び処分但し他の行政機関の所掌に属するものを除く。第三は占領軍将兵の兵舎の建設及びその設備、占領軍将兵の住宅の建設とその設備。次は連合軍総司令部始め各種軍政機関の戸舎の施設とその設備、次は占領軍の軍事上並びに行動上必要な諸施設の設営、次は占領軍将兵の休養慰安の施設の設営、次は前記諸設備諸施設の維持修理、次は占領軍の要求する諸物資の納入、占領軍将兵の活動に必要な各種役務の提供、次は占領軍が雇用する労務者の提供、これらが事業の内容でございまして、これらを運営して行きますことが、特別調達庁のおもなる業務となつて、いるのであります。

御質疑によつて説明があることと思ひます。○田中(角)委員 特別調達庁所管の予算関係であります。二十四年度、十五年度はわち本年度の予算額に対する実施状況、並びに二十五年度に対する見通し、それから二十四年度と十五年度の対比等に對して、御説明が願えたらお説明いただきたいと思ひます。

○川田説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。二十四年度の予算の執行状況、これは二十三年度に比較的大しまして、比較的の明細にわかります。

それから二十五年度の予算につきましては対比をせよというお話をございましたが、ただいまのところ二十五年度予算の編成は概計額がきまりました程度であります。現在のところ特別調達庁から前年の実績、今後の物価の変動、また税法の改正等を含みまして、前年実績に對比いたしましたその支出の増加額をある面につきましては加味をいたしました。そのある面と申しますのは電気ガス料金の公定価額の値上がり、租税に対応いたしまして土地、家屋の借料の値上がり、理財局からさらに所管の主計局に対して要請いたしまして、GHQにおきまして、大蔵省と軍との關係の財政的な協議をいたしました。この時期にたゞいま入つておりますので、全面的には現求いたしまして、GHQにおきまして、大蔵省と軍との關係の財政的な協議をいたしました。この時期にたゞいま入つておりますので、全面的には現

になりまして始めて全体の金額も決定いたしました。従つて科目別の、すなはち事業別の予算額はまだ日本政府側には全然わかつております。対比できないのがまことに遺憾と思いますが、御了承願います。

では二十四年度の予算の執行状況について申し上げます。お手元に一枚限りの謄写版に費用が出ております。この下の欄にありますのが二十四年度の九月三十日現在の支出額をもつて現わしました執行状況であります。二十四五年度予算額の欄がございますが、これは国会の御協賛を得ました予算書に基いた資料でありますと、これは公表差支えないことになつております。終戦処理事業費の総額が千二百二十七億二千二百五十万円になつておりますが、そのうち特別調達厅が所管いたしました金額は約七百二十八億になります。大分開きがあるようにお考えにならうと思ひますが、その内容を申し上げましようか。

○田中(角)委員 いや、大体わかつております。

○川田説明員 内容は省略いたします。そこでその七百二十八億に対しまして、現在支出済になつておりますものが、百八十八億、二五%に当たります。詳しくは二五・八であります。非常にこの予算の進行状況が少いようにお感じになると思います。けれども例年の行き方から申しまして、調達要求が出ますのが大体七月であります。現在におきましても、出そろつたという感じにかけての殺到、これがありまして、

支拂額はさらに年内において三百五十億——十月以降三百五十億が、事業費中労務費を除きました面において行わられるのではないかと思つております。特調が直接支出いたします労務費は、政府負担の健康保険分担金でございますが、府県が特調の委任によりまして支出しております労賃、これが月額約三十億円ございます。それを加えますと、年末の特調関係の政府資金の支拂いというものは十月以降十二月末までの間で約四百四十億ないし五十億と推定されております。それから当委員会に御関係のあります面を考えてみますと、この科目で申しますならば、上から四段目の工事費、その次は維持費でございます。これを本年のすでに支出いたしましたものは、二十三年度分の繰越しに当るものが五十五億あります。しかし新年度関係のものは、ごらんの通り三千八百万円の工事費、それから十七億六千八百万円の維持費でありまして、予算額に対しても非常に少ないペーセンテージを持つておりますが、現在までにおいて新年度になりますから支拂われましたものは比較的小ないのであります。しかし今後工事がどの程度に出て来るかということにつきましては、私どもも実際は、これは軍の方針に基くものでありますと予測はできないのであります。が、おそらく本年度において九十一億という工事費を全部使いきるかという点については、従来の経験をもつてすると、必ず使いきるとは予測できないのであります。しかし昨年度の例から考えまして、工事費というものが五十七億程度、本年に既定調達費の形で繰越されております。その詳細を申し上げるこ

とをちよつとだいま留保いたしました予算の執行状況が、支出額において約三十五パーセントであるということ、これは契約高に対しましてその支出額は七六%に当つておりますが、契約といたしましてもまだ履行の済まないものもござりますので、その他二四%全部がいわゆる支拂いの遅延の状態にあることは言いきれないのであります。どちらかと申しますと、本年の請求状況は至つて緩慢であるという感じがいたしました。私どもは請求の促進といふ方面に今努力をしなければならぬ。もつともこれは請求すべくして請求しないのではございませんので、法律百七十一号の書類の非常な困難、または軍の調達受領書の取付の困難、これは業界に対してわれくがただ請求書をまとめて拂えはいいという態度を捨てまして、いかにせば業界の請求が容易にできるかという面に向つて努力しなければならないと思いまして、促進監督部、経理部、そういう方面的な事務機構を活用いたしまして、請求が容易にできるようわれくは努力したいと思つております。二十四年度の予算状態から申しますと、結局年内にどれだけ拂うかということを、もう少し詳細に申し上げたい。昨年は年末の支拂いが、十二月において二百十一億、十二月が八十五億ございました。本年は從来からの請求状況から見て、これがもう少し重なつて来ると考えております。十月には百億、十一月には百五億、十二月に百四十億。これは労務費の支拂いを含んでおりません。これは三百四十五億という数字が出て来るわけでございます。そのほか、昨年度は

予算経理の上で許されましたので、年末の融資的の前金拂いをただいま全国で推定いたしました数字が、十億前金拂いしております。本年は経理制度、財政法上の制度がかわりましたために、年末における前金拂いを昨年のごとく特にやることができなくなりました。御承知の通り、支出負担行為制度ができまして、一月以後の負担行為を十二月にするということができない。従つて從来までの概算の支拂いを促進すること、また十二月中における精算拂いを促進する、こういう方面に努力をしたいと考えております。

額に対しの処置は、どういうふうにやつておられるかということが一つ。もう一つは法律百七十一号が一部改正されまして、非常に樂にはなりましたが、非常にむずかしい法律であるということは、これは私が申し上げるまでもないのですが、この法律百七十一号に対して、現在特別調達庁は予算的に、また実行予算を非常にスマートに整理するという意味において、積極的に改正となる意思があるかないか。しかも改正というよりも場合によつては廃止する意思がないかどうかという問題が第一。

第三の問題は財政法上の問題もありますが、いわゆる年度別の区分といふものがはつきりおつきになるのかならないのか。ならなければその隘路はどうか。これをつけ得るために、どういう处置をとらなければいかぬかという以上三点に対しまして、御答弁願いたい。

もう一つ、これは蛇足かもわかりませんが、いわゆるこの特別調達庁の持つ予算といふものは、わが国における年度末予算の中で非常に大きな額を占めておるわけです。これが普通一般の財政法や会計法によつて解決がつくようにならむ三月三十一日でもつて一応みな締め切られるというようなものであるならば、予算の編成方針並びに予算折衝に対しの、非常にいい道を開けると思うのですが、實際こういう特殊な原則が一つあるだけに、一般予算の編成にも、ある意味においては制肘があるのでないかというふうな考え方から、この問題をどういうふうにすれば解決できるのか、こうすれば一般予算の編成に対しても非常にいい結

果を得るのでないかという、予算的な面から見た根本的なお考えをひとつお聞きしたいと思います。この予算の処置がうまく行けば、これまた及ぼすところ非常に大きいといいう意味からの御質問でありますから、ひとつ積極的な御答弁を頂戴したいと思つております。

○阿部政府委員 田中委員の御質問に對して大要御答弁いたします。第二問の法律百七十一号の廃止ということは、私どもが非常に希望しておりますのであります。この廃止早くしてもらいたいという考え方で進んでおります。このために業者の方もわれくも、無用な金と無用の労力を費しておりますから、今日の段階においては廃した方がいいという考え方であります。年度区分の問題でありますが、これは元来軍の要求によりまして、われく日本政府側において、予算を立てたのであります。最初は予算なしでやられたのであります、漸次予算となつた。予算のものは占領軍の方から來た数字によつて掲げて參つたのであります、昨年もキヤリ・オーバーが相当ございまして、その金額がたしか二十三年度から二十四年度に繰越されたものが百七十四億程度であります。これは非公式なことでありまして、私がここで確言することはばかるのであります、先ほど田中委員から何とかそういう道がつかぬかといいうようなお話をありますから、これはあるいは個人の意見になるかもしませんが、その点は御了承願いたいと思います。先般この問題につきまして、GHQのファイナンスに当つたのであります、御承知のように、マッカーサー元帥が積極的に日

本国民の税負担を軽減したい。その第二歩として終戦処理費をなるべく少くしたい。そこであちらの方では、非常にこの予算関係を重視いたしまして、切り詰めた予算でやつております。また今年度は特に円予算に組みまして、円予算を各ローカル・コマーンダーそのはかの機関に渡してあるはずであります。そして、それは非常に切り詰められた額でございます。このキャリ・オーバーが非常にわざわいをなすものでありまして、先ほども申しましたように、本年度も百七十四億ほど繰越して参ったのであります。非公式に向うが言うところによりますと、これは本年度予算で消化して参りたいというような意見であります。さらにつけ加えますと、今年、物価騰貴あるいは税法の改正によりまして、家賃に対する税金つまり家屋税及び地租というものが上つて来ましたから、当然この増額が要求されるわけですが、軍としては、非公式ではありますが、これは増額を要求しないつもりであるというようなことを話されております。従つて来年度以降は、年度区分がはつきりつくような予算が組み込まれるのではないかどうかと私は考えておるのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

さんがいろいろ御研究になることが多いと想いますから、本日はこの程度にとどめまして、他日再び詳しく述べてお話しにしたいかがでしようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○淺利委員長 それでは本日はこの程度にいたしまして、懇談の形式をもつて岩澤次官から予算の経過についてお話を承りたいと思います。
これをもつて散会いたします。

午前十一時五十三分散会